

生徒心得

明善高等学校の生徒であるという誇りと責任を自覚し、有意義な高校生活を送るように努めること。

第1章 風 紀

- 第1条 本校生徒は常に生徒手帳を携行すること。
- 第2条 生徒はお互いに尊敬し合い、助け合うこと。
- 第3条 生徒相互及び本校職員や外来者に対して、さわやかな挨拶を交わすこと。
- 第4条 職員室、事務室等に入室する際は、一礼すること。
- 第5条 節度ある言葉遣いをする事。
- 第6条 次の事項は絶対にしないこと。
- (1) 暴力・脅迫行為
 - (2) 破廉恥行為
 - (3) 飲酒・喫煙
 - (4) 保護者等の許可のない夜間外出・外泊
 - (5) 不健全な遊技場への出入り
 - (6) 金品の貸借
 - (7) 校舎・校具破損、汚損
- 第7条 昼休み等の校外への無断外出は禁止する。やむを得ないときには必ずホームルーム担任の許可を得ること。
- 第8条 公德心を高めて校舎、校具等の公共物の取り扱いを丁寧にする事。
- 第9条 校内美化に努め、ゴミは各自で家庭に持ち帰ること。また清掃活動にも積極的に励むこと。
- 第10条 23時以降は深夜徘徊として条例違反となるので注意すること。
- 第11条 盗難防止に努め、貴重品は各自で責任を持って管理すること。また、ロッカーは、各自で施錠し、大切に使用すること。
- 第12条 生徒会活動や校友会活動に積極的に参加し、勉学との両立をはかるように努力すること。
- 第13条 アルバイトは禁止する。家庭の事情により、やむを得ずアルバイトを希望する場合は、保護者等が生徒指導課に相談すること。生徒指導課で審議をした上で措置を決定する。
- 第14条 スマートフォン等モバイル端末の校内持込を認める。ただし、校内では電源を切っておく。
- (1) 授業中に使用する場合は、授業担当職員の許可のもと使用を許可する。
 - (2) 緊急かつ特別の事情がある場合は、職員の許可のもと使用を許可する。
 - (3) スマートフォン等モバイル端末の管理については自己責任で行うこと。
- 第15条 遊具類等学校に不必要なものは、学校に持ってこないこと。
- 第16条 原付自転車、自動二輪、普通車等の免許取得は禁止する。無断取得は懲戒の対象となるので十分に留意すること。家庭の事情により、やむを得ず取得しなければならない場合は、保護者等が生徒指導課に相談すること。生徒指導課で審議をした上で措置を決定する。
- 第17条 寄付、募金、集金等を行う場合は、必ず生徒指導課に申し出て許可を得ること。
- 第18条 ポスターの掲示、ビラ等の配布は、必ず生徒指導課に申し出て許可を得ること。その際ポスターは所定の位置に掲示すること。

第2章 登 下 校

- 第19条 交通法規や交通道徳を遵守し、特に自転車通学者は交通安全に心がけること。
- 第20条 最終下校時刻は、原則として平日19時、土日祝日及び長期休業中は17時とする。下校時間を厳守すること。
- 第21条 自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願を生徒指導課に提出し、安全点検を受け、許可を得ること。その際、不備のある自転車は許可できない。
無許可による自転車通学は、指導対象とする。
許可された場合においても、自転車傘差し運転・2人乗り・無灯火・道路上の並列走行、音楽プレーヤーやスマートフォン等モバイル端末を使用しながらの走行等道路交通法違反にあたる場合や、自転車に傘を装着した場合や、ステップを取り付けている場合など、自転車運転をする際に危険であると判断される場合は、すべて違反として指導対象とする。指導の内容は以下の通りとする。
- 1回目 ～ 1週間の自転車通学許可取り消し
 - 2回目 ～ 3週間の自転車通学許可取り消し
 - 3回目以降 ～ 半年間の自転車通学許可取り消し
- また、自転車保険（自転車損害賠償保険等）への加入および乗車用ヘルメットの着用を必須とする。

第3章 出 欠

- 第22条 欠席、欠課、遅刻、早退する場合はホームルーム担任に届け出ること。

第4章 考 査

- 第23条 不正行為は、厳禁とする。
- 第24条 筆記具、消しゴム以外の所持品は、机上に置かないこと。
- 第25条 下敷の使用及び物品の貸借はできないので注意すること。
- 第26条 スマートフォン等モバイル端末の教室への持ち込みは禁止する。持ち込んだ場合、不正行為とみなすことがある。

第5章 服 装 ・ 頭 髪

- 第27条 服装は清潔、端正に正しく着こなすこと。
- 第28条 制服は次に示す本校制定の服を着用すること。

ブレザー タイプ	本校指定のブレザー、スカート、スラックス、ブラウス、 ループ、ベスト、セーター
詰め襟 タイプ	本校指定の学生服（標準学生服）、長袖カッターシャツ、 半袖カッターシャツ、ベスト、セーター



詰め襟タイプ

ブレザータイプ

- 第29条 詰め襟タイプの制服は左襟に校章、右襟に学年章をつけること。ブレザータイプの制服は左襟に校章、左胸に学年章をつけること。
- 第30条 制服の改造等は一切しないこと。
- 第31条 通学バッグは本校指定のバッグを使用すること。ただし、バッグ(本校指定)に入りきれない場合に限り、華美でないバッグの使用を許可する。また、紙製のバッグは認めない。
- 第32条 防寒具は華美でないものとする。
※冬服を着用した上に登下校時のみ着用でき、校舎内では着用できないので注意すること。
- 第33条 はきものは運動靴、又は革靴とし、色は華美でないものとする。飾りや模様がついているものは使用しない。靴以外の使用については学校の許可を得ること。
ソックスは華美にならぬように留意する。全体に模様のあるものは禁止、ストッキングはベージュ・黒とする。
- 第34条 上ばきは規定のスリッパを使用すること。
- 第35条 頭髪は清潔にし、パーマメント、脱色、染色等(これに準ずる手入れを含む)をしないこと。また、化粧、マニキュア、アクセサリーの着用等も禁止とする。
ベルトは華美でないものとする。
- 第36条 髪ゴム着用の場合は、黒・紺・茶の華美でないものとする。
- 第37条 夏服への衣替え基準日は6月1日とし、冬服への衣替え基準日は10月1日とする。ただし、特別の場合を除いては、その日の気温等を考慮して各自制服を選択してもかまわない。

(令和8年3月改訂)